

① 平成30年度事業計画

I 公益目的事業

○本部関係事業

1. 食品衛生思想の普及啓発事業

(1) 食中毒予防強化期間事業

○期間 平成30年5月～11月末日

○事業内容

- ① 食の安全安心啓発ポスター・標語コンクール
- ② 夏季食中毒予防啓発活動(街頭キャンペーン)
- ③ 一日食品衛生指導員事業
- ④ 食品衛生フォーラム
- ⑤ 冬季食中毒予防啓発活動(街頭キャンペーン)
- ⑥ ノロウイルス食中毒予防強化期間事業
- ⑦ 食品衛生の情報提供

ア. ホームページ・リーフレット・大食協ニュース等で情報提供するとともに、大規模食中毒の発生等、緊急に情報提供する必要がある場合は、関係する会員や消費者に文書等で周知する。

イ. 食品衛生研修会

消費者及び食品関係事業者の食品衛生知識の向上を図るため年一回開催するもので、テーマとしては、法律の改正や製造加工・保存技術の進展、最近の食品衛生行政の動向や事故予防・違反食品対策等を取り上げる。

- ⑧ 手洗いマイスターによる正しい手洗いの実践・検証活動

2. 食品営業施設の自主衛生管理推進事業

(1) 食品衛生指導員巡回活動事業

(公社)日本食品衛生協会補助事業である食品衛生指導員による巡回指導活動は、自主衛生管理の推進を図るための基幹事業であり、本年度も(公社)日本食品衛生協会が策定予定の重点目標により実施する。

なお、食品営業施設の自主衛生管理推進事業助成金制度を引き続き継続する。

① 食品衛生指導員研修会

各支部の食品衛生指導員の代表者に対し、巡回指導の円滑化と指導の効率化を図るため関係行政機関の担当者を招き、巡回点検項目の確認や指導方法等について研修を行う。

併せて、各支部においては「伝達講習会」を開催し、各食品衛生指導員に重点項目を伝達するなど、巡回活動の徹底を図る。

- ② 食品衛生指導員養成講習会(隔年に実施。本年度は、実施しない)
- ③ 手洗いマイスター認定講習会
- ④ 適正表示に係る実務研修会(仮称)
- ⑤ HACCP 導入に係る研修会(仮称)

(2) 資格取得講習会

① 食品衛生責任者養成講習会

大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市及び東大阪市の指定事業として大阪市内の1会場(大阪府社会福祉会館)に於いて毎月4・5回開催し、食品関係事業者の衛生思想や衛生知識の向上に併せ自主衛生管理の徹底を図る。

② 食鳥処理衛生管理者登録講習会

食鳥処理業者や食鳥組合等の講習会開催要望があれば大阪府知事に登録後、開催し、その衛生管理の維持・向上に寄与する。

(3) 大阪版食の安全安心認証事業

① 認証機関の指定(大阪版食の安全安心認証制度実施要綱第17条)

平成21年大阪府から「大阪版食の安全安心認証制度」の認証機関として指定。

② 認証業務

飲食店営業や菓子製造業等の食品製造業、食肉販売業等の食品を販売する業種について、HACCPに対応する認証取得に向けた相談指導及び認証業務を行う。

また、認証取得事業者が、その継続を求める場合(2年更新)には、更新手続きを経て継続認証となるため、引き続き当該業務を行う。

なお、食品関係事業者に対して「大阪版食の安全安心認証制度」を尚一層普及させるため、行政と連携したPR活動(説明会等)を行う。

○ 食品検査センター事業

3. 食品等の安全性に関する検査事業

(1) 試験・検査業務

食品関係事業者の自主衛生管理の向上を支援し、府・市民の食生活の安全確保を図るため、次の事業を行う。

- ① 食品の微生物規格基準検査。
- ② 原材料や製品の衛生管理のための食品中の細菌検査。
- ③ 製造時の衛生状態を確保するためのふきとり検査。
- ④ 調理場や製造場の清浄度を把握するための細菌やカビの落下細菌検査。
- ⑤ 食品の期限表示の科学的根拠となる保存試験。
- ⑥ 原材料や製品に混入した不可食物質等を特定し原因究明するための異物検査。
- ⑦ 食品のクレームに対する原因究明や新製品の開発に伴う検査等の食品関係事業者の要望に応じるための広範な検査。

(2) 食品関係施設指導業務（アドバイザー事業）

消費者からの相談や食品関係事業者の HACCP の考え方に基づく自主衛生管理体制の強化や食中毒対策、表示、苦情相談等の諸々の要望に対応するため、科学的根拠に基づく指導・助言や衛生講習会等を行う。

また、自主衛生管理の一環として、当協会において自主衛生検査（年1回以上）を受検した食品関係施設に対して、自主検査済証を発行する。

II 収益事業

1. 保険取扱事業

加入者が提供した飲食物による食品事故を補償することで、被害者の救済と会員の経営の安定を図るもので、次の事業を行なう。

(1)「総合食品賠償共済(愛称:あんしんフード君)」の加入促進。

(2)その他共済事業。

2. 啓発物品(うちわ等)の斡旋

全国都道府県市の保健所等行政機関及び食品衛生協会より依頼される啓発物品の注文を、うちわ製造会社に代わって当協会が窓口となって発注内容の確認や経費徴収等の事務を行なう。

3. 調理師試験予備講習会

調理師の資質向上と衛生思想の普及啓発を図るため、教育研修や調理師試験のための予備講習会を年一回開催する。

4. 所有施設(食品検査センター)の賃貸事業

大阪府が府民の安全確保のために実施している食鳥検査に係る施設として、当協会の食品検査センター施設の一部を賃貸する。

III その他の事業(相互扶助等事業)について

1. 施設見学研修会

広域流通食品等の安全安心を確保するため、新たな製造手法や衛生管理点検システムを採用する企業等にて見学研修を行い、会員の自主衛生管理体制や危機管理対策等に反映させる。

IV その他

1. 各種行政委員会への参画や公益団体との事業協力

(1)大阪府食の安全安心推進協議会

(2)大阪府並びに大阪市食育推進会議

(3)大阪ヘルシー外食推進協議会

2. 食品衛生功労者、食品衛生優良施設表彰等を推奨する。

(1)厚生労働大臣表彰(功労者、施設)

- (2) 厚生労働省医薬生活衛生局長表彰(功労者)
- (3) 大阪府知事表彰(功労者、施設)
- (4) (公社)日本食品衛生協会会長表彰(功労者、施設)
- (5) (公社)日本食品衛生協会理事長表彰(食品衛生指導員)
- (6) (公社)大阪食品衛生協会会長表彰(食品衛生指導員)

3. 各府縣市食品衛生協会との連携

近畿ブロック連絡協議会や近畿ブロック大会食品衛生指導員部会を通じて、各種情報の交換を行う。